

(参考様式2)

事前点検シート

【実施要領様式】

計画主体名	福井県坂井市		
計画期間 実施期間	H26 ～ H30 H26 ～ H28	総事業費（交付金）	345,000 千円（172,500千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	「交流人口の増加」「地域産物の販売額の増加」を事業活性化計画目標としており、実施要領第4の(2)に合致している。 農山漁村体験施設及び地域連携販売力強化施設の整備により、地域産物の出荷を増やすことと、都市との交流を図り地域を活性化させることを目的としており、法律及び基本方針と合致している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	本計画区域に関して、市の総合計画、森林計画や鳥獣害防止計画などのほか、関連する制度、施策において配慮を行っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	活性化計画は、「竹田の里将来ビジョン」が基となっており、そのビジョンは地域住民、学識経験者、学生を含め検討し策定されている。また、検討段階で当然のことながら女性が含まれている。
事業の推進体制は確立されているか	○	市及び関係機関により推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	本事業は、交流人口の増加、地域の賑わいによる活性化と定住等の促進を図ることから目標等と合致している。
計画期間・実施期間は適切か	○	目標達成見込み及び事業量・事業費から判断して計画期間5年、実施期間3年間が適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	本地区は5法指定地域（特農・山村）であり、交付率5/10で算出しており交付限度額の範囲である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	実施中及び交付対象となる事業は実施していない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準内で実施をする。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	耐用年数は、下記計算式を用いて算出する。 「（法廷耐用年数－経過年数）＋経過件数×20％」 ・農山漁村体験施設はS57年建築・鉄筋コンクリート3階建 法定耐用年数は60年、経過年数が31年であることから 耐用年数は $60-31+6=35$ 年となる。 ・地域連携販売力強化施設はH6建築、木造平屋建て 法定耐用年数は24年、経過年数が20年であることから 耐用年数は $24-20+4=8$ 年である。 よって、双方とも耐用年数は5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		下記により見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	算定要領に基づき行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果は1.0以上となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は「44 農山漁村体験施設」と「42 地域連携販売力強化施設」であり要件を満たしている。 農山漁村体験施設の事業主体は坂井市であり要件19の市町村に該当する。 地域連携販売力強化施設の事業主体も坂井市であり要件14の市町村に該当する。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	市が計画し、事業を実施するため、個人に対する交付はない。また、目的外に使用をさせる予定はない。

施設等の利活用の見通し等は適正か		下記により適正である
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	これまでの状況を踏まえて、今後の見込みをたてて目標設定をしている。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣市町村に類似施設等はない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	活性化計画の基となる「竹田の里将来ビジョン」策定時に検討されている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性視点による意見等を取り入れ、食事の提供など女性グループによる運営を進める。
事業費積算等は適正か		下記により適正である。
過大な積算としていないか	○	類似案件との比較検討をし、事業費の積算をしている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	可能な限り今ある資機材を有効活用し、コストの低減を図る方針である。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	可能な限り今ある施設は残し、必要性の高いものを整備する方針である。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	可能な限り今ある備品は活用し、必要性の高いものを整備する方針である。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定場所は、地区内のほぼ中心にあることから、農林漁業者はもとより、来客者についても利便性が高い。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	既存の公共施設を整備するため、用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	○	農山漁村体験施設は一学年単位（100人程度）で宿泊できる設計で、宿泊室数は6室であり、いずれも集団で宿泊するための施設、宿泊室数10室以内の要件を満たしている。 また、過疎化が進み、小学校が廃校となった地区内に建設することは地区の活性化を図る上で必要である。

交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		下記により範囲内である。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	－	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	○	旧竹田小学校 延床面積㎡当たり29万円＞24.9万円 延床面積1,827㎡ うち整備する箇所の延べ床面積1,303㎡ 旧竹田保育所 延床面積㎡当たり29万円＞15.3万円 延床面積337.53㎡ うち整備する箇所の延べ床面積130.37㎡
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		下記により内容を満たすものとなっている
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	地域連携販売力強化施設では、市外の料理人が顧問となり地元産の食材を使ったメニューを地域の人たちと開発し、販売・提供していく計画であり、地域内外の相互連携の促進のための取組がなされている。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	現在地域に本格的な料理を提供できる調理施設はなく、地域ブランドメニューを開発し、年間を通して継続的に提供し、販売力を強化していくには必要な施設である。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	開発した地域ブランドメニューを年間を通して提供していく計画であり、運営のためには常勤の調理人が必要であり、またスタッフとして地域の雇用も見込むことができる。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	調理や提供のスタッフは地域の女性が多くを担う予定であり、女性参画の促進に寄与する施設である。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施に向けて、資金についてその調達や償還などについて計画的にできるよう検討を行った。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	一般競争入札などにより適切に対応する。

整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		下記により適正に行われる見込みである
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	施設の管理・維持などの必要な資金を含めた検討をし、維持管理計画を策定している。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支計画は策定に向け検討中であり、経営診断についても受ける予定となっている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	－	他の事業との合体施行はない
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	－	他の事業への重複申請はない
整備する施設は、耐震構造となっているか。	○	農山漁村体験施設は昭和57年度、地域連携販売力強化施設は平成6年度に設計・建設したもので、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たした建物である。 また、木造である地域連携販売力強化施設の延べ床面積は337.53㎡で、今回の整備面積は130.37㎡で、その割合は38.6％である。 なお、当時の設計業者に確認したところ、「今回の改修は構造等の変更が生じるものではなく、間仕切壁等を入れる程度のものであることから、平成12年建設省告示第1460号等に基づく耐力壁等の基準に適合し、安全性については確保されている」とのこと。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。